

平成 30 年 7 月 30 日

会員各位

鎌倉市医師会会長 井口 和幸
地域保健担当理事 花岡 正人
宮下 明

介護保険における利用者負担割合の見直しの内容の周知について

神奈川県医師会を通じて通知がまいりましたのでお知らせいたします。
こちらは鎌倉市医師会HPにもアップロードしてありますので、ご確認ください。

神奈川県医師会
理事 高井 昌彦

介護保険における利用者負担割合の見直しの内容の周知について

時下 益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、日頃より本会活動に種々ご協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて今般、標記について厚生労働省老健局介護保険計画課長より日本医師会常任理事を介して別添のとおり通知がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会関係医療機関へ周知いただきますよう宜しくお願い申し上げます。

本通知は、本会ホームページに掲載しましたので、下記により PDF 形式で閲覧若しくはダウンロードしてご利用ください。

〈 神奈川県医師会ホームページ <http://www.kanagawa.med.or.jp/>
→ 会員専用ページ → お知らせ (介護保険関係) 〉

お問い合わせ先

地域医療企画課 担当：岩田

横浜市中区富士見町 3-1

TEL 045(241)7000 FAX 045(241)1464

E-mail g-iwata@kanagawa.med.or.jp

(介 46)

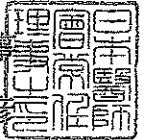
平成 30 年 6 月 28 日

都道府県医師会

介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

江 澤 和 彦



介護保険における利用者負担割合の見直しの内容の周知について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、平成 29 年 5 月に可決・成立した介護保険法の一部改正により、平成 30 年 8 月 1 日から、現役並みの所得を有する者の介護保険の利用者負担割合を 2 割から 3 割とすることとされております。

今般、当該見直しの内容について、厚生労働省より、別添のとおり周知用リーフレットが作成され、本会宛に周知協力依頼が参りました。なお、各自治体に対しても、同様のリーフレットの配布がなされているため、本件に関する問合せ窓口は、各市区町村の介護保険担当課となります。また、本リーフレットにつきましては、下記の厚生労働省のホームページ内にも掲載されておりますので、適宜ご活用いただければ幸いです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、郡市区医師会および会員への周知方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

(掲載アドレス)

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/